

なるほど 

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化の取り組み －

 吉川 孝
税理士・中小企業診断士

Vol. 46

自社株式の価値や移転の意味と多様性

前回、一つひとつの資産を通常の取引時価で評価したり、あるいは、相続贈与に関しては財産評価通達の定めに従って評価し直したりして、含み益の 58% を純資産に加算して計算するとお話ししました。それは、清算価値の考え方に基づくので、42% 相当額を清算所得課税と考えるからです。ところが、平成 22 年度の税制改正で“清算所得課税が廃止”になりましたので、株価評価にも影響があるのではないかとされていますので、今後注目です。

実は、元々所得税法の世界では、時価が通常の売買取引時価ですし、42% 控除はありませんので、相続税贈与税の時より株価評価が高くなります。どんな時かということ、個人株主がその会社自身に株式を買い取ってもらう時で、自己株式の取得が該当します。

ですから、自己株式の買い取り（金庫株）は、又別の視点で株価を評価します。安すぎても高すぎても思わぬ課税が生じますから慎重に行いましょう。

ちなみに、税法基準で「時価の純資産価額」を計算するポイントは以下の通りです。

- ① 売掛金などの債権に不良なものがある時は、回収不能や著しく困難な債権金額を控除します。
- ② ゴルフ会員権は、通常は取引相場の 70% で評価します。
- ③ 機械装置等に不稼働の価値のないものや償却不足がある時は、適正な減損処理後と未償却残高で評価します。
- ④ 土地は、財産評価通達の路線価（接している道路に価格が付いている）を使うか、固定資産税評価額に規定の倍率をかける方法によりますが、評価額は通常の時価の 80% 以下とされています。
- ⑤ 建物は、固定資産税の評価額を使い、これに用途によって減額して評価します。これも通常は帳簿価格を下回ることが多いです。
- ⑥ 有価証券は、上場のものは市場価格で、非上場のものは今まさに自社の株価を評価するために行っているのと同様の作業が必要です。株主の状況や決算の状況を知る必要があります。
- ⑦ 生命保険契約がある場合は、評価時点で生命保険契約を解約した時に払い戻される金額を時価として評価します。

収益性が高く堅実な財務基盤の会社の、純資産価額の株価は高くなる道理です。逆に、利益留保の外部流出や赤字経営が続けば株価は下がります。くれぐれも、次世代への経営の発展的承継に沿わない株価引き下げ策をとらないようお気を付け下さい。

■ ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号 : 011-622-7768



日成コンサルティング株式会社

〒064-0822 札幌市中央区北 2 条西 26 丁目 2 番 18 号 26 ウェストビル 2 階

TEL: 011-622-0311 E-mail: t.yoshikawa@nissei-consulting.com